

不正改造車を排除する運動

1 運動の目的

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし、道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている者も見受けられます。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現することを目的とします。

2 実施期間

平成27年6月1日（月）から6月30日（火）までの1ヶ月間を強化月間とし、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開します。

3 実施機関

国土交通省および自動車関係32団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施します。

4 運動の重点実施事項

1 重点排除項目

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (4) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (5) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- (6) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパの切断・取外し
- (7) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (8) 不正な二次架装
- (9) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取り外し等の不正改造
- (10) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (11) 不正軽油燃料の使用

2 重点実施事項

- (1) 自動車使用者への啓発
- (2) 街頭検査の実施
- (3) 運輸支局及び自動車検査登録事務所での構内検査の実施
- (4) 迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）の設置・情報収集の充実
- (5) 不正改造車の自動車使用者に対し警告ハガキを送付
- (6) アンケート調査の実施
- (7) 不正改造等に対する報告徴収および立入検査
- (8) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進



不正な改造をしている業者や所有者（使用者）を見かけたら、滋賀運輸支局又は最寄りの警察署（交番・駐在所）へお知らせ下さい。

みんなの「目」で不正改造車を排除して、安全安心な道路環境を作りましょう。